

し尿収集を利用されるみなさまへ

し尿収集手数料における適格請求書の交付について（お知らせ）

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除制度において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。

し尿収集手数料も仕入税額控除の対象となりますので、課税事業者の方など適格請求書（インボイス）の交付を必要とされる方は、当組合のし尿収集手数料収納事務委託業者であるクリーンぬのびき広域事業協同組合へお問合せください。

八日市布引ライフ組合

適格請求書交付問合せ先：クリーンぬのびき広域事業協同組合

T E L     : 0748-23-0107

受付時間：9:00～17:00（土日祝及び年末年始を除く）